

## 川崎市教育委員会埋蔵文化財等取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）が策定した神奈川県内における出土品の取扱要領（平成10年10月22日施行。以下「県要領」という。）に基づき、川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）が管理する埋蔵文化財等の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「埋蔵文化財等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 発掘調査等で出土したもの（以下「出土品」という。）のうち、次に掲げるもので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第102条の規定に基づき鑑査し、及び文化財と認定した埋蔵文化財。

ア 人の遺体又はその一部若しくは人自体の痕跡等

イ 道具

ウ 道具等製作時の副産物

エ 遺構を構成する加工された素材

オ 遺構を構成する未加工の素材

カ 道具等の原材料

キ 家畜の遺体及び栽培植物

ク 食料残し

ケ 自然環境を示す自然物

(2) 採集、寄贈、購入、制作等により、市教委が作成した資料台帳に登録された考古資料

(3) 前2号の調査記録（図面、写真、台帳等）及び刊行された報告書類

(4) その他教育長が必要と認めるもの

2 この要領において「区分」とは、県要領で定める基準の種別に従って出土品を分別することをいい、「取扱」とは、区分した出土品等について、保管、管理、廃棄その他の措置をとることをいう。

（適用される規則及び要領）

第3条 前条第1項第1号及び第3号の埋蔵文化財等については、この要領を適用し、前条第1項第2号及び第4号の考古資料については、この要領の趣旨を踏まえつつ、具体的な管理については川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）及び川崎市教育財産管理規則（昭和45年川崎市教育委員会規則第9号）の定めるところによる。

（区分及び取扱の時期）

第4条 出土品の区分及び取扱は、発掘調査現地作業及び出土品等整理作業それ以降の各段階に応じて実施するものとする。

（区分及び取扱の対象）

第5条 この要領による区分及び取扱は、発掘調査等によって新たに出土したものと及び既に保管がなされているものを対象とする。

（区分及び取扱の基準）

第6条 出土品の区分及び取扱の基準は、県要領の別表によるものとする。

2 基準の適用に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 展示公開等の活用や学術的活用の基礎資料として報告書等に記載した出土品については、廃棄等の処分はできない。
- (2) 基準における「必要な記録」とは、発掘調査現地作業段階だけではなく、出土品等整理作業段階での記録を含む。
- (3) 基準により「一定量を保存する」又は「保存を要しない」としたものであっても、地域的・時代的な希少性を考慮し、将来にわたり保存し、活用を図る必要性又は可能性がある場合には、この限りでない。
- (4) 旧石器時代や縄文時代草創期等情報量が極めて少ない時代・時期の出土品（自然環境を示す自然物を除く。）は、基準に定める取扱にかかわらず、保存するものとする。
- (5) 基準により「一定量を保存する」又は「保存を要しない」としたものであっても、遺存状態が良好な遺構等で、活用の可能性がある場合には、可能な限り、保存及び活用を図るものとする。
- (6) 自然環境を示す自然物については、将来自然環境の復元や他遺跡との比較等による活用が図られる見込みがある場合には、基準に定める取扱にかかわらず、一定量を保存することも考慮するものとする。

3 基準については、学術的な進歩や社会的認識の変化に伴い、必要と認められた時には、その妥当性及び有効性について見直しを行うものとする。

（区分及び取扱を行う者）

第7条 この要領による区分及び取扱は、市教委の埋蔵文化財専門職員の指導の下で行うこととする。

（取扱の方法及び手続）

第8条 基準により区分した埋蔵文化財等のうち、「保存」又は「一定量を保存する」とされた埋蔵文化財等は、文化財としての重要度及び活用の頻度に応じて適切に保管・管理することとし、「保存」としたものにあってはその全部を、「一定量を保存する」としたものにあってはサンプルを、それぞれ保管し、及び管理するものとする。

2 基準により区分した埋蔵文化財のうち、「保存」又は「一定量を保存する」とされたもの以外は、廃棄等を行うことができる。

3 廃棄に当たっては、廃棄したものについての誤解や混乱が将来生じることのないよう、廃棄等の措置の概要に関する記録等を作成し、及び保管するものとする。

4 市教委は、文化財保護法第102条の規定に基づき鑑査し、及び文化財と認定した出土品について、この要領の定める基準により廃棄等を行う場合、事前に県教委と協議の上、県要領の第1号様式により県教委に報告するものとする。

(埋蔵文化財等の活用)

第9条 埋蔵文化財等の活用については、博物館における展示公開のほか、学校教育における活用、地域住民を対象とした活用、民間施設を利用した活用、学術的な活用等広範な方法により積極的に行うものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。